

いじめ防止等のための基本的な方針（改定骨子案）

※：本県の現状をふまえた改定 ★：国の改定を参酌

一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1 いじめ防止等の対策の目指す方向

2 いじめとは

(1) いじめの認知

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ ささいなけんかやトラブルであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要（※2）（★1）

(2) いじめの背景

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめを未然に防ぐために
- (2) いじめを早期に発見するために
- (3) いじめに適切に対応するために

二 いじめの防止等のための対策

1 県の取組

- ・ 県では、「長野県いじめ防止対策推進条例（平成27年長野県条例第24号）」に基づき、知事部局と教育委員会が連携していじめ防止等の取組を積極的に進める

(1) いじめ問題対策連絡協議会

(2) 未然防止の取組

ア 学校の教育活動充実のための支援（※10）

- ・ 「いじめ防止子どもサミットNAGANO」「高校生ICTカンファレンス長野大会」の開催等、児童生徒のいじめ防止等のための自主的活動に対する支援を充実させる

イ 広報・啓発活動

ウ 学校と地域が組織的に連携・協働する体制の整備

(3) 早期発見の取組

ア 早期発見・早期対応の取組への支援・助言

イ 相談体制整備

- ・ 「子ども支援センター」「学校生活相談センター」によるいじめの通報・相談を受け付ける学校外の窓口の整備とその周知を徹底（※3）

(4) いじめへの対応

ア 学校におけるいじめ問題の状況の把握と適切な措置

- ・ インターネットを通じて行われるいじめに関する事案を未然に防止するための定期的なアンケート調査等の実施による実態把握と、起きた事案に対処する体制の整備
(※8)

イ いじめ問題への対応のための体制整備

(5) その他

- ・ 学校のいじめ防止等のための対策の実施状況を学校評価へ位置付けるための、指導・助言
- ・ 特段の理由がある場合を除き、すべての市町村がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための地方いじめ防止基本方針を定めるよう指導・助言
(※4)

2 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組を進める（再掲(※6)）

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(3) 未然防止の取組

ア いじめの起きにくい学校、学級づくり

(ア) 日々の授業の充実

(イ) 児童生徒が主体的に取組む活動の位置づけ

(ウ) 体験活動の充実

(エ) 職員の研修

- ・ 教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開。なお、教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、各学校の状況に応じた研修を実施(★5)

① 発達障がいを含む障がいのある児童生徒

② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒

③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒

④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

イ 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

ウ 児童生徒のいじめ防止のための主体的活動の活用

(4) 早期発見の取組

ア 日常活動を通じた早期発見

イ 相談体制の充実

ウ アンケートやチェックリストの活用

- ・アンケートと個別面接を組み合わせた取組の実施

(例)「学校生活アンケート」「5分間ショート面接」の活用(※1)

(5) いじめへの対応

- ・教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることになる(★3)
- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことから、いじめが「解消している」状態とは以下の2つの要件が満たされている必要がある(★4)
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(6) ネット上のいじめへの対応(※9)

- ・インターネットの安全な利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する

(7) その他

ア 教員が児童生徒と向き合う時間の確保

イ 学校評価や教員評価の取扱い

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルで取組の改善を図る(※5)(★2)

3 学校と家庭、地域、関係機関・関係団体が連携したいじめ防止等の取組

(1) 保護者の役割

- ・基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める。また、保護者自身もインターネットの適正利用に関わる知識を身につけるための研修会等に積極的に参加する。

(2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

(3) 関係機関・関係団体との連携

4 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省)」に基づき、適切に対応することが必要(※7)

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査

※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

(1) 学校の対応

学校は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から設置者に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする(★6)(★12)

(2) 学校の設置者又は学校の対応

ア 重大事態発生時の報告

イ 重大事態の調査

(ア) 調査の主体の判断

(イ) 調査組織

(ウ) 調査の実施

ウ 調査方針及び結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

- ・ 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明(★7)

① 調査の目的・目標

② 調査主体(組織の構成、人選)

③ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)

④ 調査事項(いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等)・調査対象(聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲)

⑤ 調査方法(アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順)

⑥ 調査結果の提供(被害者側、加害者側に対する提供等)

(イ) 調査結果の報告

- ・ 学校の設置者及び学校は、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う(★8)
- ・ 調査により把握した情報の記録は、原則として各地方公共団体の文書管理規則等に基づき、これらの記録を適切に保存するものとするが、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい(★9)

エ 調査結果を踏まえた措置

- ・ 学校の設置者は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の設置者及び学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行う(★10)
- ・ 学校の設置者は、いじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教職員に対する聴き取りを行ったうえで客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討する(★10)

(3) 地方公共団体の長等による対応

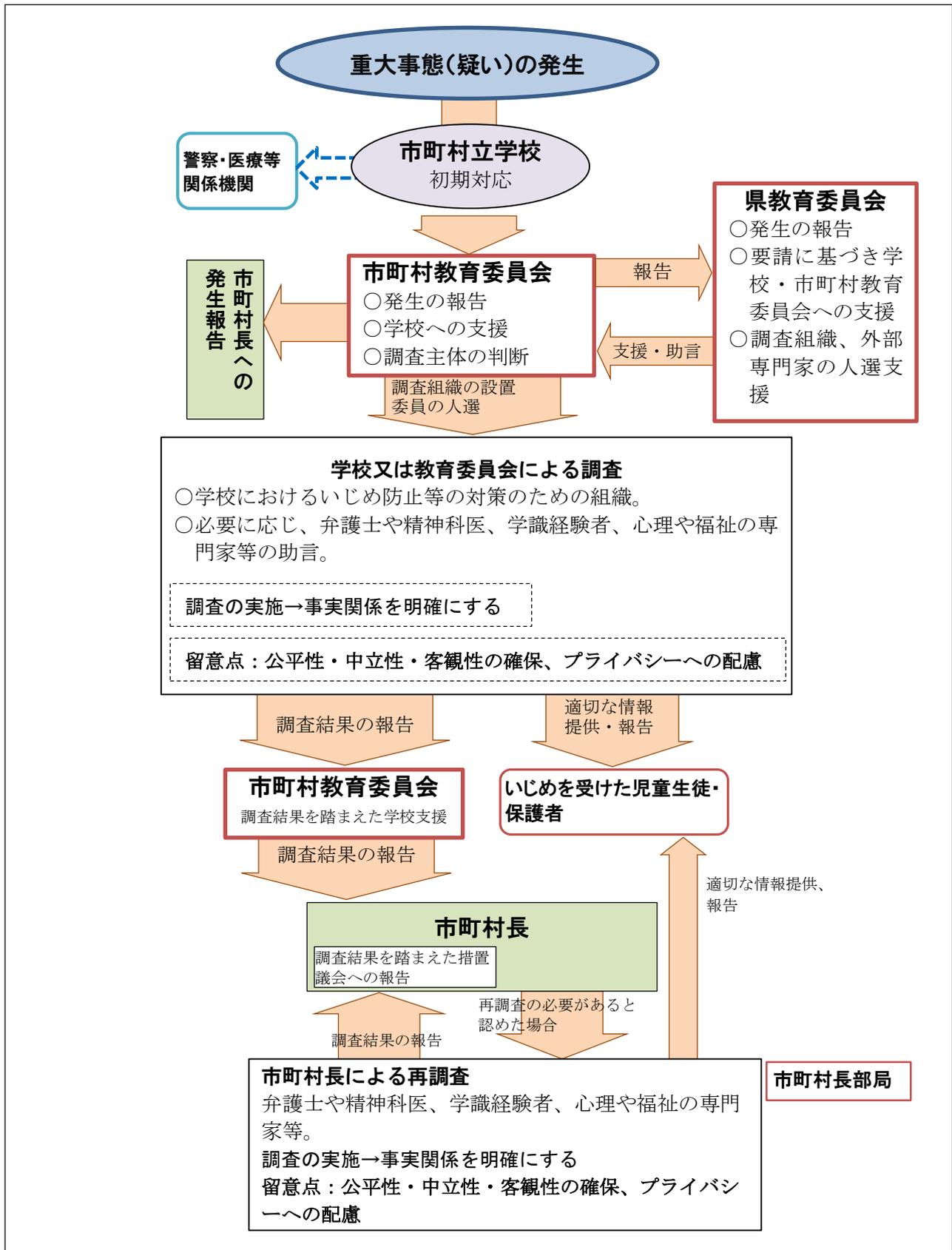
(2)ウ(イ)「調査結果の報告」を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、以下に掲げる場合は、調査の結果について調査(以下「再調査」という。)の実施について検討する(★11)

- ① 調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合
- ② 事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④ 調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

ア 再調査

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

【参考】重大事態(疑い)発生時の報告・調査(市町村立学校)



三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項